

5 消安第 6726 号
5 農産第 4251 号
5 畜産第 2443 号
令和 6 年 2 月 20 日

公益社団法人 米穀安定供給確保支援機構 理事長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
消費・安全局畜産安全管理課長
農 産 局 穀 物 課 長
畜 産 局 飼 料 課 長

「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」の一部改正について

このことについて、別添のとおり通知しましたので、御留意の上、貴職傘下の会員又は組合員に対する周知・徹底の御協力をお願いします。

【写】

5 消安第 6726 号
5 農産第 4251 号
5 畜産第 2443 号
令和 6 年 2 月 20 日

北海道農政事務所生産経営産業部長 消費・安全部長
東北農政局生産部長 消費・安全部長
関東農政局生産部長 消費・安全部長
北陸農政局生産部長 消費・安全部長
東海農政局生産部長 消費・安全部長
近畿農政局生産部長 消費・安全部長
中国四国農政局生産部長 消費・安全部長
九州農政局生産部長 消費・安全部長
内閣府奥結縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
消費・安全局畜水産安全管理課長
農産局穀物課長
畜産局飼料課長

「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」の一部改正について

飼料用米を粳米のまま家畜に給与することについては、「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」（平成 21 年 4 月 20 日付け 21 消安第 658 号、21 生畜第 223 号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、畜水産安全管理課長、生産局農業生産支援課長及び畜産部畜産振興課長連名通知。以下「通知」という。）により、有害物質の低減対策を指導してきたところです。

今般、別添の新旧対照表のとおり、通知の一部を改正しましたので、貴職から、貴局管内の各県及び関係機関に通知するとともに、農家等の関係者に対し、周知・指導の徹底をお願いします。

※施行注意

- ・ 内閣府沖縄総合事務局農林水産部長宛てには下線部を付記
- ・ 部について、北海道農政事務所宛てには北海道、関東農政局宛てには各都県、近畿農政局宛てには各府県、沖縄総合事務局宛てには沖縄県と記載

(別添)

飼料として使用する粃米への農薬の使用について(平成21年4月20日付け21消安第658号、21生畜第223号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、畜水産安全管理課長、生産局農業生産支援課長及び畜産部畜産振興課長連名通知)

新旧対照表

改正後	改正前
<p>21消安第658号 21生畜第223号 平成21年4月20日 消費・安全局農産安全管理課長 畜水産安全管理課長 生産局農業生産支援課長 畜産部畜産振興課長</p>	<p>21消安第658号 21生畜第223号 平成21年4月20日 消費・安全局農産安全管理課長 畜水産安全管理課長 生産局農業生産支援課長 畜産部畜産振興課長</p>
<p>改正平成22年9月7日 22消安第5109号 22生畜第1165号 改正平成23年11月17日 23消安第4124号 23生畜第1825号 改正平成24年12月7日 24消安第4222号 24生畜第1700号 改正平成25年7月1日 25消安第1579号 25生畜第490号 改正平成25年10月30日 25消安第3567号 25生畜第1320号 改正平成28年8月8日 28消安第2005号 28生畜第591号 28政統第678号 改正平成29年12月1日 29消安第4264号 29生畜第789号 29政統第1223号 改正平成30年12月19日 30消安第4498号 30生畜第1181号 30政統第1462号 改正令和2年1月21日 元消安第4447号 元生畜第1505号 元政統第1513号 改正令和3年1月14日 2消安第4418号 2生畜第1671号 2政統第1769号 改正令和4年12月22日 4消安第5108号 4畜産第2048号 4農産第3850号 最終改正令和6年2月20日 5消安第6726号 5畜産第2443号 5農産第4251号</p>	<p>改正平成22年9月7日 22消安第5109号 22生畜第1165号 改正平成23年11月17日 23消安第4124号 23生畜第1825号 改正平成24年12月7日 24消安第4222号 24生畜第1700号 改正平成25年7月1日 25消安第1579号 25生畜第490号 改正平成25年10月30日 25消安第3567号 25生畜第1320号 改正平成28年8月8日 28消安第2005号 28生畜第591号 28政統第678号 改正平成29年12月1日 29消安第4264号 29生畜第789号 29政統第1223号 改正平成30年12月19日 30消安第4498号 30生畜第1181号 30政統第1462号 改正令和2年1月21日 元消安第4447号 元生畜第1505号 元政統第1513号 改正令和3年1月14日 2消安第4418号 2生畜第1671号 2政統第1769号 改正令和4年12月22日 4消安第5108号 4畜産第2048号 4農産第3850号 最終改正令和4年12月22日 4消安第5108号 4畜産第2048号 4農産第3850号</p>
<p>飼料として使用する粃米への農薬の使用について</p> <p>近年、生産及び利用が拡大している飼料用米については、粃すりをせずに粃米のまま家畜に給与する取組が普及していきすが、粃米は、散布された農薬が直接付着する部位であることかから、粃米は、玄米に比べ、農薬の残留量が多いことが確認されています。</p> <p>このため、農林水産省では、粃米を給与した家畜から生産した畜産物の安全確保を図るため、「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局局長通知)を改正し、出穂以降、飼料用</p>	<p>飼料として使用する粃米への農薬の使用について</p> <p>近年、生産及び利用が拡大している飼料用米については、粃すりをせずに粃米のまま家畜に給与する取組が普及していきすが、粃米は、散布された農薬が直接付着する部位であることかから、粃米は、玄米に比べ、農薬の残留量が多いことが確認されています。</p> <p>このため、農林水産省では、粃米を給与した家畜から生産した畜産物の安全確保を図るため、「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局局長通知)を改正し、出穂以降、飼料用</p>

フルニル乳剤
フルニル粉剤
フルニル粒剤
プロゾール粒剤
メトスロト粒剤
メトスロト粒剤
メトスロト粒剤
メトスロト粒剤

○殺菌剤

エチプロール・イソプロキレン粒剤
エチプロール・テブプロキレン水和剤
エチプロール・テブプロキレン水和剤
エチプロール・メトミストロロビシロキレン水和剤
エチプロール・メトミストロロビシロキレン水和剤
エトフエンプロクツク・アゾブキストロロビシロキレン水和剤
エトフエンプロクツク・アゾブキストロロビシロキレン水和剤
ジノテアラソ・チオホアネキレン水和剤
ジノテアラソ・チオホアネキレン水和剤
ジノテアラソ・チオホアネキレン水和剤
ジノテアラソ・チオホアネキレン水和剤
ジノテアラソ・チオホアネキレン水和剤
ジノテアラソ・チオホアネキレン水和剤
チアメトキサム・アゾキスストロロビシロキレン水和剤
テブフエノジド・ブプロフェジン・フルトラニル水和剤 (エア-)
テブフエノジド・ベンズピリモキサン・フルトラニル水和剤 (エア-)
ブプロフェジン・BPMC・フルトラニル水和剤
ブプロフェジン・フルトラニル水和剤

○除草剤

ACN剤
ACN剤
アジムスフロソ・シハロホップブチル粒剤
シハロホップブチル粒剤
シハロホップブチル粒剤
(新設)
フルセトスフロソ水和剤
フルセトスフロソ水和剤
プロパニル乳剤
フロピラウキシフェンベンジル乳剤
ペノキススラ

フルニル乳剤
フルニル粉剤
フルニル粒剤
プロゾール粒剤
メトスロト粒剤
メトスロト粒剤
メトスロト粒剤
メトスロト粒剤

○殺菌剤

エチプロール・イソプロキレン粒剤
エチプロール・テブプロキレン水和剤
エチプロール・テブプロキレン水和剤
エチプロール・メトミストロロビシロキレン水和剤
エチプロール・メトミストロロビシロキレン水和剤
エトフエンプロクツク・アゾブキストロロビシロキレン水和剤
エトフエンプロクツク・アゾブキストロロビシロキレン水和剤
ジノテアラソ・チオホアネキレン水和剤
ジノテアラソ・チオホアネキレン水和剤
ジノテアラソ・チオホアネキレン水和剤
ジノテアラソ・チオホアネキレン水和剤
ジノテアラソ・チオホアネキレン水和剤
ジノテアラソ・チオホアネキレン水和剤
チアメトキサム・アゾキスストロロビシロキレン水和剤
テブフエノジド・ブプロフェジン・フルトラニル水和剤 (エア-)
テブフエノジド・ベンズピリモキサン・フルトラニル水和剤 (エア-)
ブプロフェジン・BPMC・フルトラニル水和剤
ブプロフェジン・フルトラニル水和剤

○除草剤

ACN剤
ACN剤
アジムスフロソ・シハロホップブチル粒剤
シハロホップブチル粒剤
シハロホップブチル粒剤
シハロホップブチル粒剤
フルセトスフロソ水和剤
フルセトスフロソ水和剤
プロパニル乳剤
フロピラウキシフェンベンジル乳剤
ペノキススラ

21 消 安 第 658 号
 21 生 畜 第 223 号
 平成 21 年 4 月 20 日
 消費・安全局 農産安全管理課長
 畜水産安全管理課長
 生産局 農業生産支援課長
 畜産部 畜産振興課長

改正平成 22 年 9 月 7 日	22 消安第 5109 号	22 生畜第 1165 号
改正平成 23 年 11 月 17 日	23 消安第 4124 号	23 生畜第 1825 号
改正平成 24 年 12 月 7 日	24 消安第 4222 号	24 生畜第 1700 号
改正平成 25 年 7 月 1 日	25 消安第 1579 号	25 生畜第 490 号
改正平成 25 年 10 月 30 日	25 消安第 3567 号	25 生産第 2254 号
改正平成 28 年 8 月 8 日	28 消安第 2005 号	28 生畜第 591 号
改正平成 29 年 12 月 1 日	29 消安第 4264 号	29 生畜第 789 号
改正平成 30 年 12 月 19 日	30 消安第 4498 号	30 生畜第 1181 号
改正令和 2 年 1 月 21 日	元消安第 4447 号	元生畜第 1505 号
改正令和 3 年 1 月 14 日	2 消安第 4418 号	2 生畜第 1671 号
改正令和 4 年 12 月 22 日	4 消安第 5108 号	4 畜産第 2048 号
最終改正令和 6 年 2 月 20 日	5 消安第 6726 号	5 畜産第 2443 号
		5 農産第 4251 号

飼料として使用する粳米への農薬の使用について

近年、生産及び利用が拡大している飼料用米については、粳すりをせずに粳米のまま家畜に給与する取組が普及していますが、粳は、散布された農薬が直接付着する部位であることから、粳米は、玄米に比べ、農薬の残留量が多いことが確認されています。

このため、農林水産省では、粳米を給与した家畜から生産した畜産物の安全確保を図るため、「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」（昭和 63 年 10 月 14 日付け 63 畜 B 第 2050 号農林水産省畜産局長通知）を改正し、出穂以降、飼料用米に使用される農薬の成分については、飼料となる粳米の有害物質の管理の対象となる基準値（以下「粳米の基準値」という。）を順次定めているところです。

一方、下記の 3 に掲げる農薬の成分（粳米の基準値が定められている又は粳米に残留しない農薬の成分）以外については、粳米を給与した家畜から生産した畜産物の安全性が確認されていないことから、下記 1 及び 2 のとおり有害物質の低減対策を行うこととしましたので、貴職から、貴局管内の各都道府県及び関係機関に通知していただくとともに、農家等の関係者に対し周知、指導の徹底をお願いします。

なお、農林水産省において作成している「多収品種の栽培マニュアル」においても当該対策について記載していますので、御留意の上、指導等に御活用ください。

また、本通知については、今後、粳米の基準値が新たに定められた場合には、適宜見直すこととしています。

記

- 1 飼料用米について、出穂以降（ほ場において出穂した個体が初めて確認される時点以降をいう。以下同じ。）に農薬の散布を行う場合には、家畜へは粳すりをして玄米で給与すること。
- 2 粳米を家畜に給与する場合は、出穂以降の農薬の散布は控えること。
- 3 ただし、以下の農薬の成分については、上記 1 及び 2 の低減対策を要しない。
 燐酸第二鉄、ACN（キノクラミン）、BPMC（フェノブカルブ）、PAP（フェントエート）、アジムスルフロン、アゾキシストロビン、イソチアニル、イソプロチオラン、イミダクロプリド、エチプロール、エトフェンプロックス、オキシソリニック酸、カルフェントラゾンエチル、クロチアニジン、クロマフェノジド、ジノテフラン、シハロホップブチル、シメコナゾール、シラフルオフエン、スルホキサフロル、チアメトキサム、チオファネートメチル、テブフェノジド、テブフロキン、ヒドロキシイソキサゾール、ピロキロン、フェリムゾン、ブプロフェジン、フラメトピル、フルセトスルフロン、フルトラニル、フルピリミン、プロパニル、プロベナゾール、フロル

○殺虫剤

磷酸第二鉄粒剤
BPMC乳剤
BPMC粉剤
BPMC・PAP粉剤
PAP乳剤
PAP粉剤
イミダクロプリド水和剤
イミダクロプリド粒剤
エチプロール水和剤
エチプロール粉剤
エチプロール粉粒剤
エチプロール粒剤
エチプロール・シラフルオフェン水和剤
エチプロール・シラフルオフェン粉剤
エトフェンプロックス水和剤
エトフェンプロックス乳剤
エトフェンプロックス粉剤
エトフェンプロックスマイクロカプセル剤
エトフェンプロックス油剤
エトフェンプロックス粒剤
エトフェンプロックス・ジノテフラン水和剤
エトフェンプロックス・ジノテフラン乳剤
エトフェンプロックス・ジノテフラン粉剤
クロチアニジン水溶剤
クロチアニジン水和剤
クロチアニジン粉剤
クロチアニジン粒剤
クロマフェノジド水和剤
クロマフェノジド・シラフルオフェン粉剤
ジノテフラン液剤
ジノテフラン剤
ジノテフラン水溶剤
ジノテフラン粉剤
ジノテフラン粒剤
ジノテフラン・ブプロフェジン水和剤
ジノテフラン・ベンズピリモキサン水和剤（フロアブル）
シラフルオフェン乳剤
シラフルオフェン粉剤
スルホキサフロル水和剤
スルホキサフロル粉剤
テブフェノジド水和剤
チアメトキサム水和剤
ブプロフェジン水和剤
ブプロフェジン粉剤
ブプロフェジン粒剤
ブプロフェジン・BPMC粉剤
フルピリミン水和剤
ベンズピリモキサン水和剤（フロアブル）
マラソン乳剤
マラソン粉剤
マラソン・BPMC乳剤
メトキシフェノジド粉剤

○殺菌剤

アズキシストロビン水和剤
アズキシストロビン粉剤
アズキシストロビン粉粒剤
イソチアニル粒剤